# “農地・水・環境保全”
# 水土里のネットワーク通信

＜ 第 3 号 ＞
２００８．１．１発行
島根県農地･水･環境保全協議会

## 地域力を・・・

島根県農地・水・環境保全協議会
会 長 宇 津 徹 男

正月をふるさとで過ごそうとする人たちで、久しぶりに賑った「ふるさと」・・・・

各地域それぞれ特色のあるお雑煮があることを知るとき、食はその土地の文化を根底から支えているのだと想いますとともに、各地域のたくさんの正月行事や慣わしをも見聞きする時、島根の農山村には、まだまだ美しい文化、豊かな生活が息づく地域がたくさん残っていることにひと安心するところです。

しかし、過疎化や高齢化など、地域の農業や集落が大きく変貌してゆく中で、次第に地域資源やその守り手が減り続けています。

平成 19 年度から始まりました「農地・水・環境保全向上対策」は、こうした現状を打破し、まさに「地域力」を高める農村地域振興施策として実施されているものであります。

いわゆる「共同活動（1 階部分）」は、戦後社会の経済効率優先の中で、若干弱くなりつつある地域の結びつきを地域全体で再確認し、再構築していくきっかけづくりとなる施策であります。たとえば、農業用水慣行においても昔から複雑な利害対立を調整し、共同で管理して今日に来ていますが、そうした〝地域力〟を今後も維持していくことが重要であります。

また、「営農活動（2 階部分）」は、農業の本来の使命である「心身ともに健康になる農作物を生産する」ために必要な農業施策の第一歩と考えております。

今後とも、皆様の活動により、農業・農村が豊かな自然環境や景観をつくり出し、各地域の個性がますます発揮され、活性化することを願ってやみません。

## 申請・報告手続きと確認事務の簡素化が実現！！

事業発足当初からの懸念事項でありました、提出書類の簡素化内容が農林水産省より示されました。１月 16 日松江会場にて、市町村担当者を対象とした説明会を皮切りに随時開催して、活動組織の皆様への周知を図ることとしております。

### *報　告　書　類　等　の　概　要*

○手続きの大幅簡素化を図り、申請書類については、14 項目から７項目に半減。報告書類については、５項目から３項目に削減。また、文章による記述を不要とし、チェック方式に変更。
○実施確認に必要な作業日報や写真などの資料についても、様式の見直しなどにより、事務量を半分以下にする。
○書類作成等の手続きマニュアルについて、薄くて分かりやすい簡易版を作成。
○地域協議会、県、農政局に手続き相談窓口を設置。

### ○提出書類の削減

■申請書類

【現行】　（14項目）　**5割削減**

- ○採択申請書
- ○活動組織規約
- ○構成員一覧表
- ○役員一覧表
- ○市町村との協定書
- ○対象となる資源（表）
- ○地域の目指すべき方向
- ○活動の概要
- ○交付金の対象外の活動
- ○構成員の役割分担
- ○資金計画
- ○位置図
- ○地域活動指針ﾁｪｯｸ表
- ○面積調書

→

【見直し後】（7項目）

- ○採択申請書
- ○活動組織規約
- ○構成員一覧表
- ○市町村との協定書
- ○対象となる資源（表）
- ○位置図
- ○地域活動指針ﾁｪｯｸ表

■報告書類

【現行】　（5項目）　**4割削減**

- ○実施状況報告
- ○写真整理帳
- ○収支実績報告
- ○活動参加人数
- ○遊休農地面積

→

【見直し後】　（3項目）

- ○実施状況報告
- ○写真整理帳
- ○収支実績報告

### ○確認資料の見直し　**5割以上削減**

・本県では、写真枚数は1項目1枚を基本、領収もレシートで可、と指導してきましたので、ここでの見直し変更はありません。

| *確認作業* | 【現行】 |
|---|---|
| 写真 | 1作業3枚（作業前・中・後） |
| 作業日報 | 1日1枚 |
| 領収書 | ・作業毎に領収書を添付<br>・領収書整理帳を作成 |

→

| 【見直し後】 |
|---|
| 原則1作業1枚 |
| 原則1日1行 |
| ・レシートでも可<br>・整理して袋に入れての保管でも可 |

別途示す様式を使用する場合。

### ○手続きマニュアル簡易版　**1割以下に削減**

| | 【現　　行】（記入例） |
|---|---|
| ページ数 | 260ページ |

→

| 【簡易版を作成】 |
|---|
| 20ページ |

## 島根県からのお知らせコーナー

### １階（共同活動）　＝ 農村整備課 ＝

**◇◆　「協定変更手続」について　◆◇**

昨年末までに、全ての活動組織の「協定」に位置づけられた対象農用地面積を確認しました。

この結果、面積の変動が生じた活動組織は市町村と再度変更協定を締結し、併せて関係市町村あるいは地域協議会あての書類を作成して提出いただくこととなります。

残りの支援交付金を交付するためには、１月中に済ませておかなければならない手続ですので、お手数とは思いますがご理解いただくとともに、関係市町村及び事務局（水土里ネット島根）の担当者と十分ご相談のうえ、必要な手続をお願いいたします。

### ２階（営農活動）　＝ 農畜産振興課 ＝

**◇◆　平成２０年度農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）に係る生産計画の提出について　◆◇**

平成２０年度の支援を要望する作物について、生産計画の市町から県への意見照会書の提出期限を平成２０年３月１０日（月）としますので、営農活動支援を要望される活動組織はお住まいの市町に提出期限を確認の上※１、期限厳守で生産計画を提出願います。

なお、生産計画を提出する農業者は、エコファーマーであることが必要です。エコファーマーになっていない方については、生産計画の提出にあわせエコファーマー申請を行ってください。

また、生産計画の作物が、エコファーマーの生産技術導入作物となっていない場合は、導入計画の変更が必要となります。

※１　活動組織からお住まいの市町への提出期限は、３月２０日より早くなります。

### ◆水路補修研修（第２回）を１月３０日（水）実施します！

共同活動では、水路や農道などができるだけ長持ちするよう痛んだ箇所の早期発見、早期補修が大切な活動となっております。

そこで、今回も前回に引続き、各活動組織が自ら施工できるよう、開水路の目地詰めの研修を計画しました。ご希望の組織は、市町村又は協議会事務局までご連絡下さい。

１．日　　時：平成２０年１月３０日（水）　午前１０時～１２時
２．場　　所：浜田市周辺
３．申込締切：平成２０年１月１１日（金）定員１００名を予定しておりますので、定員になり次第締切らせていただきます。

## ★今月の予定★

| | |
|---|---|
| １６日（水） | 東部市町村事務担当者対象の事務簡素化説明会（会場：県土連） |
| ２２日（火） | 支援交付金に係る抽出検査（中国四国農政局）<br>【出雲市日下地区】 |
| ２３日（水） | 支援交付金に係る抽出検査（中国四国農政局）<br>【邑南町羽須美地区】 |
| ３０日（水） | 水路補修研修（会場：浜田市内） |

## 田んぼの生き物セミナーを開催します！！

「田んぼの生き物調査」は、１階（共同活動）の農村環境向上活動における「生物の生息状況の把握」と、２階（営農活動）の営農基礎活動支援における「土壌、生物等の調査分析」に該当し、今年度も県内各地で調査が行われました。

今回は、本県における田んぼと生き物の関わりや「田んぼの生き物調査」の方法等について研修を行います。次年度以降の農地・水向上活動の参考となりますので奮って御参加ください。

なお、参加経費は無料ですが申し込みが必要となります。

日　時：平成２０年２月２７日（水）１３：００～１６：００
場　所：雲南市木次町里方「チェリバホール　３Ｆ　第会議室」
申込先：島根県農林水産部農畜産振興課 有機農業ｸﾞﾙｰﾌﾟ（松崎）TEL0852-22-5109

## ～　編 集 後 記　～

初夢・・・地球温暖化の影響から、日本の四季がだんだん狂ってきていることに気付いた都市生活者は、ストップ・ザ・温暖化の為には農業・農村が本来有する自然循環機能を維持・増進させることが重要であると悟った（遅きに失ったけれど）

・・・これもひとえに、平成１９年度から本格実施された農地・水環境保全向上対策の効果・・・

そして、安心・安全な美味しいお米を求める消費者の要望に応えて、多少でも昼夜温暖差のある中山間地域では、稲作作付が前面開放され、特に環境に配慮して栽培した有機米は高値で飛ぶように売れるようになった。（耕作放棄地もゼロに）

また、昼夜温暖差がほとんどない地域では、バイオエタノール用資源作物としての稲作への支援が拡大し、生産費を充分カバーする助成金も交付されることになった。ただ問題なのは、農家魂というか、一粒でも多くの米を収穫したいため、化学肥料・農薬を多投した結果、ＣＯ２削減効果に疑問符が・・・・その解決策を考え始めたところで目覚め。

## ～農地・水・環境保全向上対策に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
〔事務局〕水土里ネット島根　TEL0852-32-4141　Fax0852-24-0848
http://www.shimanedoren.or.jp/arkadia/kai_set.htm

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ（共同活動）TEL0852-22-6262
〃　農畜産振興課有機農業グループ（営農活動）TEL0852-22-6477
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問合せ下さい。